



**購入前に
必ず申請を!**

補助対象者

- (1) 町内に住所を有すること。
(2) 対象者に町税及び県税の滞納がないこと。
※ 補助金の交付は、1世帯につき1回に限るものとする。

補助対象

L字金具・ジェルマット・突っ張り棒・チェーン・
感震ブレーカー・ガラス飛散防止フィルム 等

家具転倒防止金具等購入のみ

補助金額:最大 25,000円

申請

個人⇒行政

- ① 申請書
- ② 見積書
- ③ 取付前の写真
- ④ 町税納税証明書
- ⑤ 県税納税証明書

決定

行政⇒個人

- ① 補助金決定通知書
- 行政⇒個人へ送付

購入・取付

個人

- ① 見積書の器具を**購入**
- ② 購入した器具を家具に**取り付け**

実績報告

個人⇒行政

- ① 実績報告書
- ② 領収書
(器具購入領収書)
- ③ 取付後の写真
- ④ 請求書

確定・支払

行政⇒個人

- ① 交付確定通知書送付
- ② 請求書に基づいて補助金の支払い

家具転倒防止金具等購入 + 自主防が取付

補助金額:最大 25,000円 + 5,000円 = 30,000円

申請

個人⇒行政

- ① 申請書
- ② 見積書
- ③ 取付前の写真
- ④ 町税納税証明書
- ⑤ 県税納税証明書

決定

行政⇒個人

- ① 補助金決定通知書
- 行政⇒個人へ送付

購入

個人

- ① 見積書の器具を**購入**

支払い

個人⇒自主防

- ① 取付終了後、自主防災組織へ5,000円の支払い

実績報告

個人⇒行政

- ① 実績報告書
- ② 領収書
(器具購入領収書
+ 自主防支払い領収書)
- ③ 取付後の写真
- ④ 請求書

依頼

個人⇒自主防

- ① お住いの自主防災組織の会長へ取付を依頼する。

取付

自主防

- ① 個人が購入した器具を自主防災組織が取付。
※ 町が開催している講習会受講者のみ取付可能。

領収

自主防⇒個人

- ① 取付に係る5,000円が支払われると、自主防災組織から個人へ領収書(受領書)を渡す

確定・支払

行政⇒個人

- ① 交付確定通知書送付
- ② 請求書に基づいて補助金の支払い

令和7年6月2日～
受付を開始します。



詳しくは四万十町ホームページをご覧ください。
申請書はホームページからダウンロードいただくか、危機管理課または大正・十和各地域振興局まで取りにきてください。

【お問い合わせ先】

四万十町役場 危機管理課
大正地域振興局
十和地域振興局

☎ 22-3280
☎ 27-0111
☎ 28-5111